

経済・生活面の支援

☞ 災害弔慰金・災害障害見舞金

社会福祉課社会班（☎62-5317）

死亡した人の遺族や障害を受けた人に対して「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給されます。

＊ ＊ ＊

【災害弔慰金】

死亡した人の遺族に対し弔慰金を支給

死亡した人が	生計維持者の場合	500万円
	その他の場合	250万円

【災害障害見舞金】

精神または身体に著しい障害を受けた人に対し見舞金を支給

障害を受けた人が	生計維持者の場合	250万円
	その他の場合	125万円

☞ 旭市災害見舞金（市単独）

社会福祉課社会班（☎62-5317）

住宅に被害を受けた世帯にその被害の程度により、見舞金を支給します。

＊ ＊ ＊

【被害区分および見舞金の額】

被害区分	見舞金の額
全壊	30万円
大規模半壊	15万円
半壊	10万円
一部損壊	2万円

【対象】

旭市に住所がある世帯で、世帯主または世帯員が所有し、かつ居住する住宅が被害を受けた場合

【支給の決定および配布方法】

市が実施した被害状況調査の被害判定に基づき見舞金支給対象者を決定し、原則として被災者が希望する銀行などの口座へ振り込みます。

※千葉県独自の見舞金として、死亡した人の遺族、行方不明者の家族、住宅が全壊となった世帯に10万円、重傷を負った人に3万円が支給されます。

☞ 義援金の支給

社会福祉課（☎62-5317・☎62-5861・☎62-5351）

被災した世帯に対し、被害の状況に応じて義援金を配布します。

＊ ＊ ＊

【配分金額】

区分	人的被害			住宅被害		
	死亡者	行方不明者	重傷者	全壊	半壊	一部損壊
国	35万円	35万円	—	35万円	18万円	—
千葉県	15万円	15万円	10万円	15万円	2万円	—
旭市	20万円	20万円	5万円	20万円	10万円	3万円

※半壊は大規模半壊を含みます。

【配布方法と時期】

第1次配分を、5月末日に口座振替により配布の予定です。